

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

岐阜市長 柴橋 正直

市町村名 (市町村コード)	岐阜市 (21201)	
地域名 (地域内農業集落名)	鷺山地区 (鷺山・下土居・東正木・南正木)	
協議の結果を取りまとめた年月日	令和7年10月21日 (第2回)	

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

自作で耕作している農地が多いが、70歳以上の耕作者の割合が多く、担い手の数が不十分であるため後継者の確保が課題である。貸付け希望があっても、基盤整備が整っていない農地については集約化は難しい。畑については、認定農業者が耕作している地域と、担い手が全くおらず、耕作放棄地が増加している地域との差がある。

(2) 地域における農業の将来の在り方

認定農業者が担うほか、他地区から入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	42.45 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	42.45 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	- ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とする。

注: 区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
認定農業者が担うほか、他地区から入作を希望する認定農業者や認定新規就農者の受け入れを促進していく。 農地の貸借の意向がある場合は市やJAが意向を取りまとめ、手続きを円滑に進めていく。 担い手がいない地域については個人間の貸借の設定を進めていく。
(2)農地中間管理機構の活用方針
平成26年度の制度開始以来、農地の集約化を目指し、農地所有者から機構への貸し付けを推進してきた。 今後も、出し手・受け手にかかわらず、原則として、農地を機構に貸し付けていくこととし、担い手が病気や怪我等の事情で営農の継続が困難になった場合には、機構の機能を活用し、農地の一時保全管理や新たな受け手への付け替えを進めることができるよう、機構を通じて担い手への貸付けを進めていく。
(3)基盤整備事業への取組方針
基盤整備事業に対する取り組みに努める。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
人手不足に対応するため、地元出身者やその親族及びその他、外部からの人材を受け入れし、地域での育成に取り組む。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
なし

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

☐ ①鳥獣被害防止対策	☐ ②有機・減農薬・減肥料	☐ ③スマート農業	☐ ④畑地化・輸出等	☐ ⑤果樹等
☐ ⑥燃料・資源作物等	☒ ⑦保全・管理等	☐ ⑧農業用施設	☐ ⑨耕畜連携	☐ ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

⑦農地バンクの機能を活用し、農地の一時保全管理や集約・集積ができるように努めていく。